

障害児支援の動向

2025年10月29日

こども家庭庁支援局障害児支援課

こども基本法、こども大綱等について

こども基本法

目 的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱等について

R5年4月：**こども政策推進会議**（会長：総理、構成員：全閣僚）を開催。こども大綱案等の策定について**総理からこども家庭審議会に諮問**。

9月29日：こども家庭審議会「こども大綱案に向けた中間整理」。

→ **こども・若者、子育て当事者をはじめとする幅広い方々から約4,000件の意見**（対面・オンライン等）

12月1日：**こども家庭審議会「答申」**（こども政策担当大臣に手交） → 答申をもとに政府においてこども大綱案等を作成

12月22日：**こども政策推進会議**において、**こども大綱案等を取りまとめ後、閣議決定**

※こども大綱等の下で進める具体的な施策は、今後、毎年6月頃を目途に、「**こどもまんなか実行計画**」として、こども政策推進会議で策定。

こども大綱

根拠：**こども基本法**（R5年4月施行）。**今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定める**もので、既存の3大綱（※）を一元化。

※「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」

目的：全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「**こどもまんなか社会**」の実現

基本的な方針：こども基本法、こどもの権利条約等の理念を**6つの柱に整理**

- ①こども・若者は**権利の主体**、今とこれからの**最善の利益**を図る
- ②こども・若者、子育て当事者と**ともに進めていく**
- ③ライフステージに応じて**切れ目なく十分に支援**
- ④**良好な成育環境**を確保、**貧困と格差の解消**
- ⑤**若い世代の生活の基盤**の安定、若い世代の視点に立った**結婚・子育ての希望**の実現
- ⑥**施策の総合性**の確保

重要事項：こども・若者の**ライフステージ別に記載**、子育て当事者への支援についても記載

施策推進の必要事項：こども・若者の社会参画・意見反映、自治体こども計画の策定促進 等

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ **こどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」**の重要事項を、全ての人々が**共有すべき理念**として整理
- ・ こども基本法等の理念に基づき**5つの柱に整理**
 - ①こどもの**権利と尊厳**
 - ②**安心と挑戦**の循環（**愛着形成**、豊かな**遊びと体験**の重要性）
 - ③**切れ目なく**育ちを支える
 - ④**保護者・養育者の成長**の支援・応援
 - ⑤こどもの育ちを支える環境等の整備

こどもの居場所づくりに関する指針

根拠：こども政策の新たな推進体制に関する基本方針（R3年12月閣議決定）

- ・ こどもの**多様な居場所づくり**について、全ての関係者が**共有すべき理念を整理**
- ・ 居場所づくり推進の**4つの視点を整理**
 - ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる
 - ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる
 - ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる
 - ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。



- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。



こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人のために、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）

こども大綱（障害児支援関係）

こども大綱（抜粋）（令和5年12月22日閣議決定）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通じた重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

「こども未来戦略」（障害児支援関係）

「こども未来戦略」～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ～ （抜粋）（令和5年12月22日閣議決定）

Ⅲ－１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策

２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（５）多様な支援ニーズへの対応

～こどもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援と社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実～
障害児支援、医療的ケア児支援等

障害児支援、医療的ケア児支援等

○ こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めるとともに、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進し、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが安心して共に育ち暮らすことができる地域社会を実現する。

（早期発見・早期支援等の強化）

○ 保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携し、地域において様々な機会を通じた発達相談、発達支援、家族支援の取組を進め、早期から切れ目なく子供の育ちと家族を支える体制の構築を進める。

（地域における支援体制強化とインクルージョンの推進）

○ 障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。具体的には、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、専門的な支援の提供と併せて、地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を行うとともに、保育所等への巡回支援の充実を図る。

○ こうした支援体制の強化が全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進め、地域の支援体制の整備を促進する。

（専門的な支援の強化等）

○ 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもたちへの対応のため地域における連携体制を強化するとともに、医療的ケア児について一時的に預かる環境の整備や保育所等における受入れ体制の整備を進める。

○ また、補装具費については、障害のあるこどもにとって日常生活に欠かせないものであり、成長に応じて交換が必要なものであることを踏まえ、保護者の所得にかかわらずこどもの育ちを支える観点から、障害児に関する補装具費支給制度の所得制限を撤廃する。

○ 全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めるとともに、ICTを活用した支援の実証・環境整備を進める。

障害児施策について

地域の障害児支援体制の整備とインクルージョンの推進

地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き (4つの中核機能)

○ 児童発達支援センターの位置づけ

改正児童福祉法が令和6年4月より施行され、児童福祉法において児童発達支援センターの役割は以下のとおり位置づけられており、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割を求められるものとされている。

児童福祉法43条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術が必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

○ 児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能

児童発達支援センター等に求められる4つの中核機能と期待される役割は以下のとおり。

中核機能①

幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能

中核機能②

地域の障害児通所支援事業所に対する スーパーバイズ・コンサルテーション機能

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通じ、地域の事業所の支援の質を高めていく機能

中核機能③

地域のインクルージョン推進の中核機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行通園や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能

中核機能④

地域の発達支援に関する入口としての相談機能

発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能



地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き (体制整備の形態)

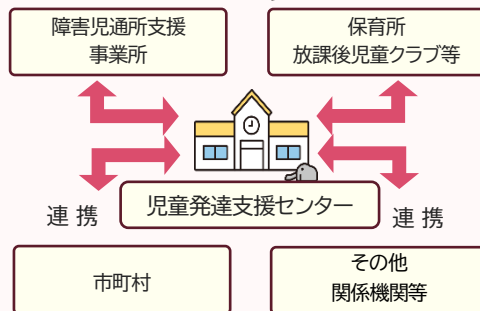
○ 児童発達支援センター等を中核とした体制整備の形態

- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、市町村が主体となり、検討していくことが重要。
- 広域連携が必要な場合等は都道府県の適切な支援や判断等も必要。
- 児童発達支援センター等を中核とした体制整備については、大きく分けて以下の2つに分けることができる。

① 主に児童発達支援センターが中心となる 中核拠点型

中核拠点型 例

1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する。

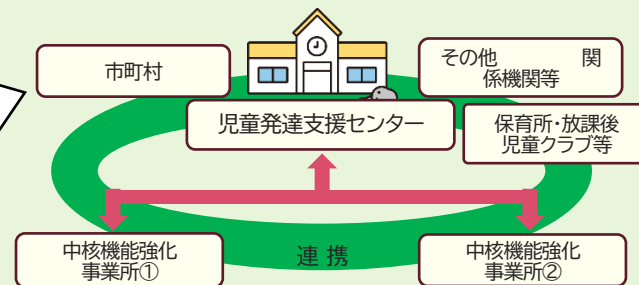


その他
児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等

② 児童発達支援センター以外の機関等を含め、地域全体で中核機能を発揮する 面的整備型

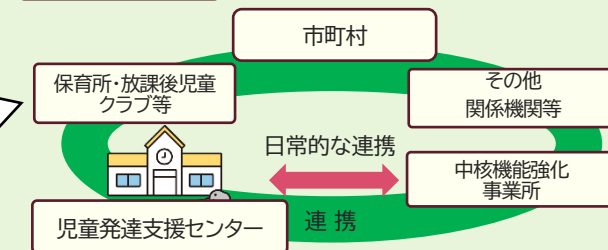
面的整備型 例 ①

人口規模が大きい場合(特に児童人口規模が大きい場合)や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



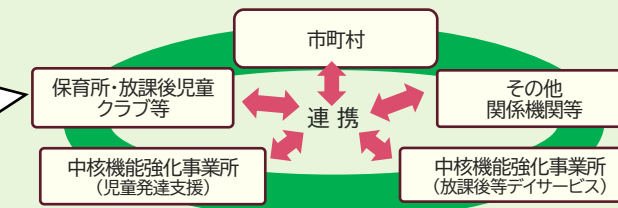
面的整備型 例 ②

既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



面的整備型 例 ③

地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情は様々である。地域の実情により、体制整備の方向性も異なるものであり、必ずしも最初から明確に「中核拠点型」又は「面的整備型」のいずれかのみを選択するものではなく、地域の実情を踏まえて柔軟に検討を行うことが望ましい。いずれにせよ、身近な地域で4つの中核機能を提供できる体制を整備していくことが重要である。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえ、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

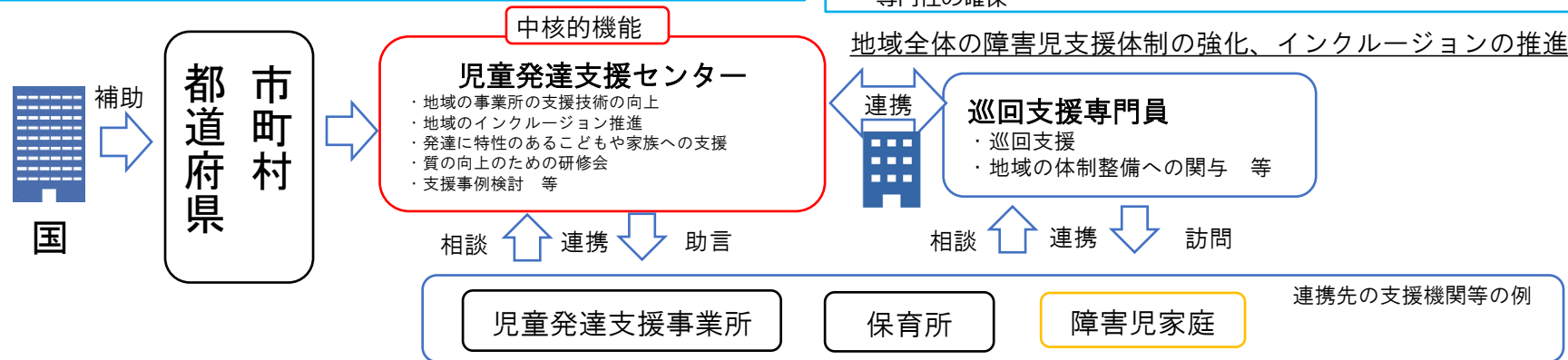
児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- 児童発達支援センターの職員の質の向上
- 地域の事業所の支援技術の向上
- 発達に特性のあるこどもと家族へのサポートの事業
- 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- 巡回等の活動計画の作成
- 巡回等支援
- 戸別訪問等
- 関係機関との連携
- 地域の体制整備への関与
- 専門性の確保



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】

(市町村事業) 国 1/2、市町村 1/2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

(都道府県事業) 国 1/2、都道府県 1/2

【補助基準額】

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ① 児童発達支援センターの機能強化等 | |
| ・ 児童発達支援センターの機能強化 | センター 1箇所当たり 7,702千円 |
| ② 巡回支援専門員整備 | 1市町村当たり 5,617千円 |

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

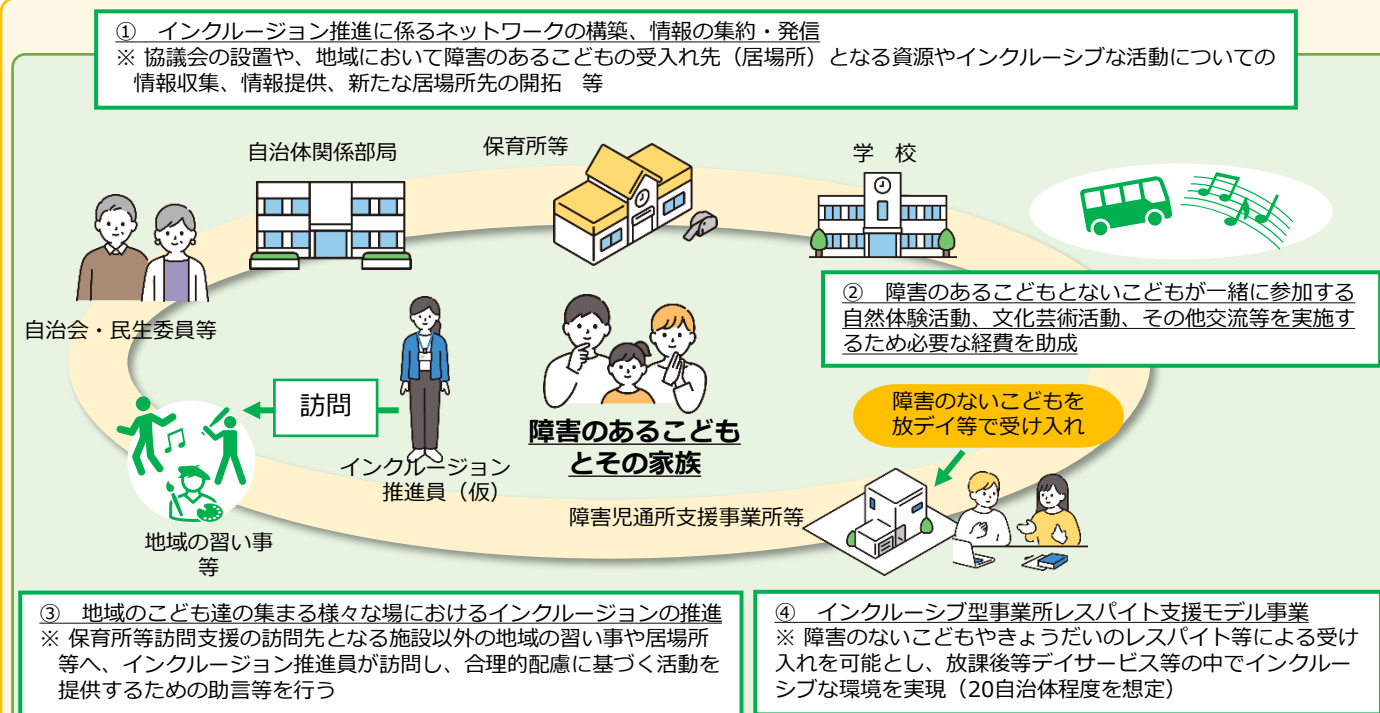
事業の目的

- 「こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）」において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、（中略）一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」こととしている。
- 障害の有無に関わらず、こどもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進めることで、インクルージョンを推進していく。

事業の概要

- 地域のインクルージョン推進に向けた機運醸成を図るため、「インクルージョン推進員」を配置し、自治体関係部局・学校・保育所等の関係機関のみならず、民生委員や自治会等を含め、インクルージョン推進に係るネットワークの構築、相互の連携の促進、障害のあるこどもを受入れ可能な社会資源やインクルーシブな活動等に係る情報を集約し、障害のあるこどもやその家族・関係機関等への情報発信を行うとともに、障害のあるこどもの地域における居場所づくりやインクルーシブな活動の普及等を総合的に実施する。

都道府県・市町村



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 ①、②、③ 国1/2、都道府県等1/2 ※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

④ 国 10/10

【基準額】 ① 1自治体当たり 7,394千円 ② 1自治体当たり 1,000千円 ③ 1自治体当たり 4,709千円 ④ 1自治体当たり 11,168千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた支援へのつなぎを行う。

事業の概要

＜乳幼児健診等における発達相談・発達支援の促進＞

- こどもの発達支援に関する知識と技量を有する専門員を確保し、乳幼児健診後や親子教室等の場を活用して、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、その結果を家族やこども家庭センター等と共有しながら、必要に応じて児童発達支援・保育所等訪問支援等の専門的な支援につなげる。

＜親子教室等の場の確保（こどものアセスメントと家族のこども理解の支援）＞

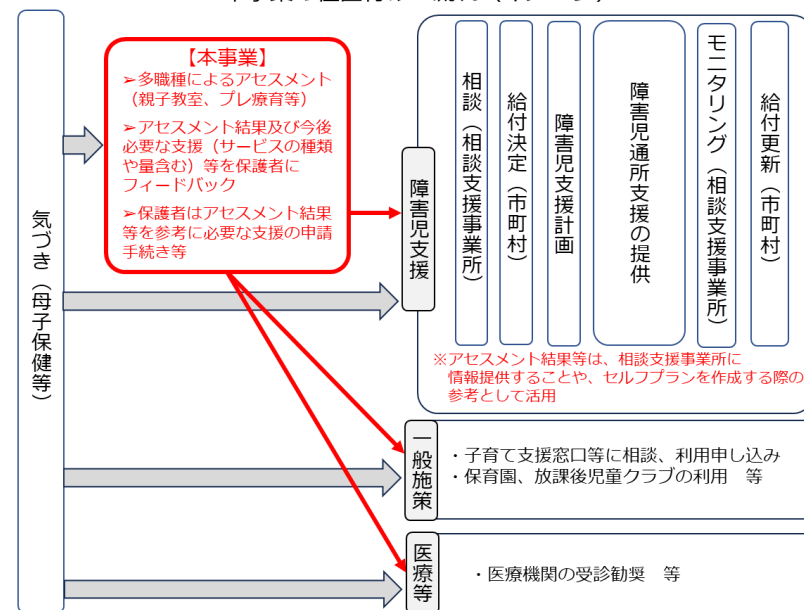
- 乳幼児健診等において、こどもの発達の特性への「気づき」の段階から利用できる身近な場所です安心して親子が通える教室等を開催する。

＜親子教室等での専門職によるアセスメント・子育て支援＞

- 親子での関わりを尊重しながら、遊び等を通してこどもの発達の特性のアセスメントを行う。
- 家族の状況等を踏まえて、アセスメントに基づくこどもの特性の理解を支える子育て相談・応援を行う（個別相談・座談会・ミニ講座等）。

※基本的に相談支援事業所が充足していない地域、セルフプランの多い地域を念頭（その他の地域も妨げない）に、個々のこどもがそれぞれに適した支援等を受けられるよう、当該地域における相談支援機能の側方支援を行うための事業と位置付け（あくまで相談支援事業所の本来業務と重ならない守備範囲とすることに留意）

本事業の位置付け・流れ（イメージ）



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

【基準額】 1自治体当たり4,601千円

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（－）

事業の目的

- 乳幼児健診（5歳児健診含む）等でのこどもの発達の特性への「気づき」の段階から、切れ目ない子育て支援を一層推進する。
- 具体的には、こどもの発達の特性のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特性を理解することを支援したり、一人ひとりのこどもの発達の特性に応じた伴走的な支援を行うなどする。

事業の概要

＜アセスメント等に基づく伴走的な支援＞

- こどもの発達の特性をアセスメントした結果や、家族のこども理解の状況に応じて、発達の特性の「気づき」の段階から必要な支援を開始できるように必要な支援につなぐ。
※必要な支援は児童発達支援等のみならず、こども・子育て施策における支援も想定して、地域において必要な支援が切れ目なく提供できる体制の整備・強化を行う。
- 発達に特性のあるこどもとその家族が孤立することなく、必要な支援を切れ目なく提供されるように伴走的な支援を行う。

健診後のアセスメント・家族支援等

発達に特性のあるこどもとその家族への伴走的な支援 （孤立を防ぎ、必要な支援を切れ目なく提供）

＜伴走的な支援＞

① 特定の支援者（例、発達支援コーディネータ等）

・相談支援専門員等による障害児利用計画のモニタリングによる伴走

② 切れ目ない情報の引継ぎ・支援者の連携

・保健福祉・教育の一体的な支援計画シートの運用による引継ぎ・連携体制による伴走

③ こどもと家族をまんなかにした支援会議

・就学への移行期を見据えて早期から関係者がこどもと家族のニーズを中心に支援チームを構成して伴走

④ 上記の複数を組み合わせた伴走的な支援

・地区保健師が支援チームを構成し伴走
・相談シートを活用したチームによる伴走

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村

【負担割合】 国1／2、都道府県等1／2

※都道府県は、予算の範囲内において、市町村が行う本事業に要する費用の1/4以内を補助できる

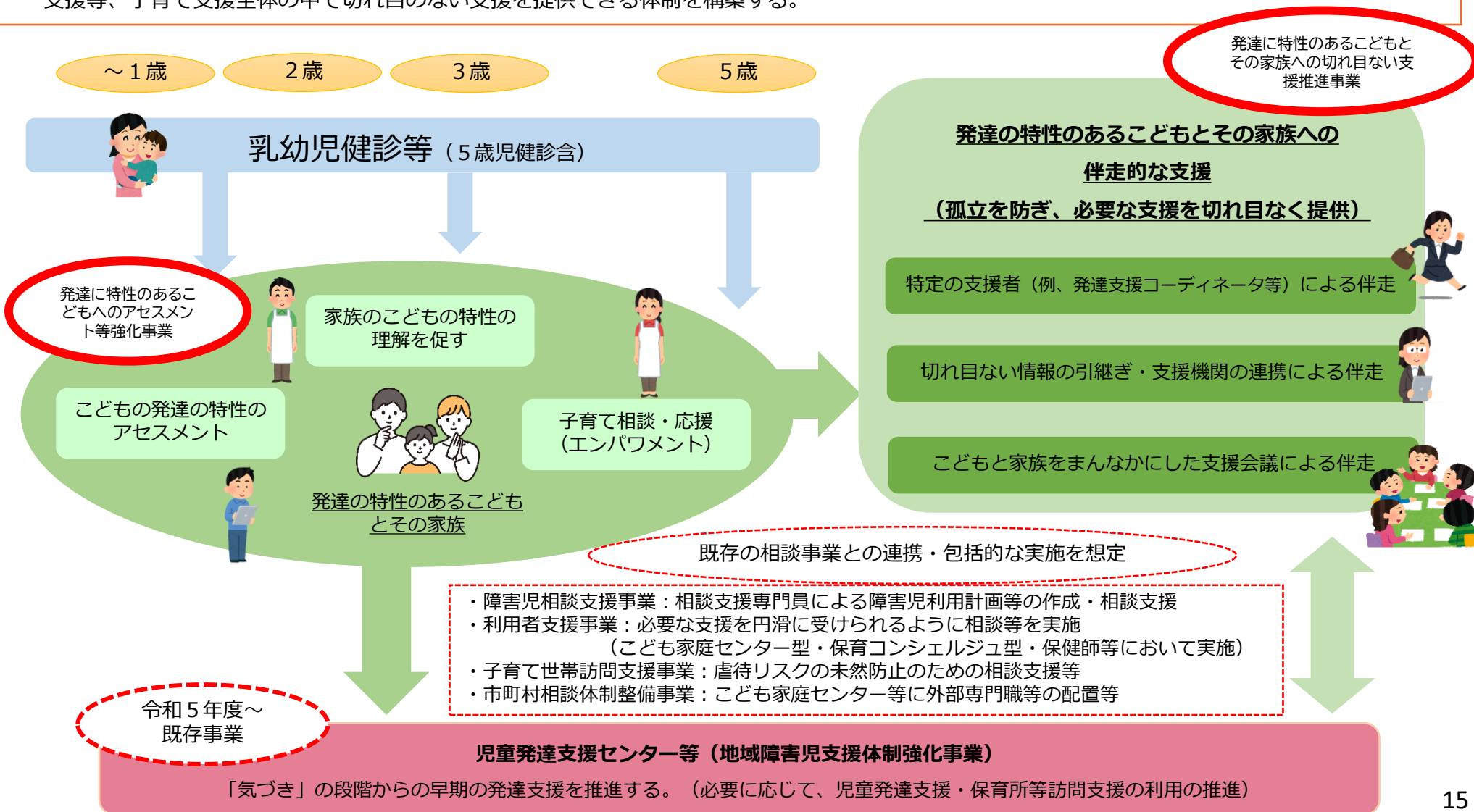
【補助基準額】

①～③のうち1つの取組を実施する場合 1自治体あたり5,600千円

※ ①～③の複数を組み合わせて実施する場合 1自治体あたり6,600千円

母子保健等と連携した「切れ目のない」「一人ひとりの状態に応じた」支援の一層の推進

- 乳幼児健診（５歳児健診含む）等でのこどもの発達の特徴への「気づき」の段階から、こどもの発達の特徴のアセスメントを行い、家族の状況等を踏まえて、家族がこどもの発達の特徴を理解することを支援することや、一人ひとりのこどもの発達の特徴に応じた支援へのつなぎ、伴走的な支援等、子育て支援全体の中で切れ目のない支援を提供できる体制を構築する。



＜こども政策推進事業委託費＞ 令和8年度概算要求額 国実施分 0.6億円 (0.6億円)
 ＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 自治体実施分 236億円の内数 (207億円の内数)

事業の目的

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法等を踏まえた、児童発達支援センターを中核とした地域の障害児支援体制の強化等の取組が、全国各地域で進むよう、国や都道府県等による状況把握や助言等の広域的支援を進めることにより、地域の支援体制の整備を促進する。

事業の概要

● 国実施分

全国の障害児支援体制の整備状況の把握・分析、整備・強化の手法や支援ツールの開発、全国の市町村の支援体制の可視化、自治体等のネットワーク構築等を実施し、各地域の体制の整備・強化を支援する。(自治体実施事業とも連携)

● 自治体実施分

都道府県等に、地域における障害児支援にかかる体制整備のためのサポートを行う職員(地域支援体制整備サポート職員)を確保し、以下の取組を行う。

○ 市区町村とのネットワークの構築等

地域支援体制整備サポート職員が地域を巡回することなどにより、管内の市区町村へのサポート体制や管内のネットワーク構築を行うとともに、各市区町村の支援体制の整備状況等に応じて、必要な助言・援助を行う。

○ 各市区町村の支援体制等に係る状況把握

各市区町村と連携をしながら、社会資源の整備状況や、障害児通所支援給付事務の運用状況等に係る状況把握を行い、分析や課題の整理を行う。

(例)

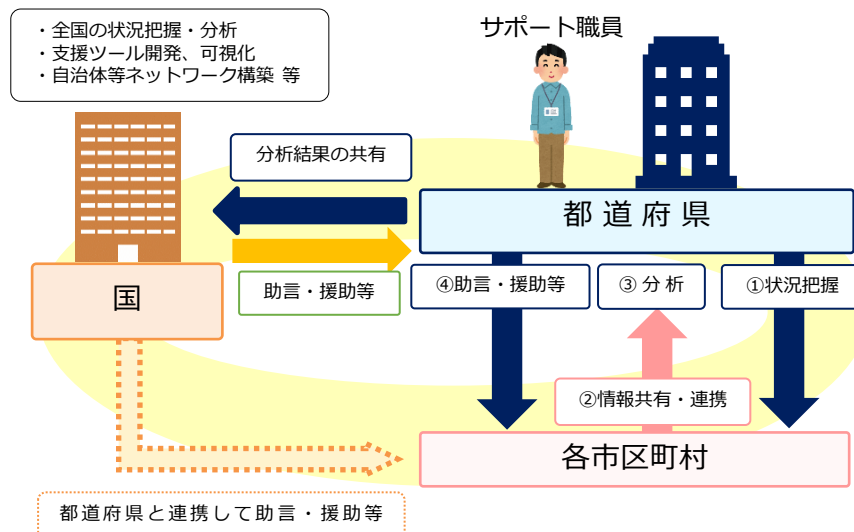
- 児童発達支援センター等を中核とした地域の支援体制の整備状況
- 保育所等の一般施策における障害児の受け入れ体制の状況
- 母子保健、教育等、こども施策関係部署との連携状況
- 医療的ケア児や重症心身障害児等への支援体制の状況
- 障害児相談の体制整備の状況も踏まえた給付決定の状況 等

○ 状況把握・分析結果の公表及び市区町村への助言・援助等

状況把握・分析により整理した管内市区町村における支援体制等について公表するとともに、市区町村向け説明会の開催等により、管内の現状や課題等についての情報共有や、市区町村に対する助言・援助等を行う。

(状況把握・分析結果については、国にも情報共有し連携)

サポート体制のイメージ



※ 指定都市・中核市の場合には、市内の状況把握と分析を踏まえて国・都道府県と連携等

実施主体等

【実施主体】国実施分：国（委託により実施） 自治体実施分：都道府県・指定都市・中核市
 【負担割合（自治体実施分）】国 10/10

【補助基準額（自治体実施分）】定額

障害児入所施設

障害児入所施設からの円滑な移行の推進

障害児入所施設の在り方に関する検討

入所児童等の移行支援・移行調整の全体像

(「入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き」(令和6年7月2日))

○障害児入所施設に入所するすべての児童が、自らが希望する成人期に相応しい環境の中で過ごすことができるよう、**都道府県等を中心に、障害児入所施設、児童相談所、市町村、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保健・医療、教育等の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、計画的に移行支援・移行調整を進め、円滑な移行を図っていく必要**

障害児入所施設

【移行支援計画に基づく移行支援・移行調整の実施主体】

移行支援計画を作成し、当該計画に基づき、自立支援や見学・体験、移行先との調整や移行後のフォローに、都道府県等や関係機関と連携しながら取り組む

入所 入所支援計画に基づき支援

○本人支援(暮らしと育ちの支援) ○家族支援
※意思形成支援・意見表明支援

15歳～ 移行支援計画の作成
計画に基づき移行調整・移行支援

・移行後を見据えた自立支援
・見学・体験・移行先候補と調整、体験利用
※移行が困難なケースは個別の協議の場も活用

移行先決定

・相談支援事業所等との調整
・移行先への情報提供・助言等
※行政と連携し権利擁護に必要な対応も検討

～満18歳 退所(移行)
(最長でも満23歳に達するまで)

・移行後のフォロー
(本人への相談援助/移行先への助言等)

都道府県・指定都市【移行の責任主体】

移行対象者の状況把握・進捗管理を行うとともに、「協議の場」を設置・開催し、関係機関が連携した、個別の困難ケースへの対応と、地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実を進める
※広域調整・広域連携や、入所の給付決定・措置の延長にも対応

全体の協議の場(代表者等の会議)

全体の進捗管理/地域の体制・支援の仕組み等の整備・充実

- ・移行支援・移行調整の状況の共有・進捗管理
- ・地域の支援体制や支援の流れ・取組の確認・充実の検討
- ・地域資源の把握・共有と調整・開発
- ・個別の協議の場における協議内容の共有・助言
- ・関係機関や地域への情報発信



個人の意向を最大限尊重
将来にわたるウェルビーイングの実現

移行支援
関係機関
連携会議
※施設主催

個別の協議の場 (担当者等の会議)

個別の困難ケースの対応を推進

- ・状況・課題の共有
- ・支援方針の検討・決定

連携・協働・参画

障害福祉サービス事業所

見学や体験機会の提供、
移行後の支援提供

保健・医療

保健・医療面での助言援助・取組

教育

学校の教育・支援とも連携させながら助言援助・取組

発達障害者支援センター

専門的見地から助言援助・取組

医療的ケア児支援センター

※支援のスーパーバイザー(発達)や調整(医療)も

当事者団体

当事者の視点から助言援助・取組

児童相談所

入所児童の状況や支援をフォローする立場から、助言援助・取組

市町村

地域生活を支える立場から、障害福祉サービスの給付決定、地域の情報提供・調整の援助、地域資源の開発、管内の事業所等への情報提供・助言援助、住民への啓発等地域の環境整備

基幹相談支援センター

相談支援の中核的機関として、体験利用先・移行先等に係る助言援助・取組、相談支援事業所が決まるまでの間の相談援助、決まった後の相談支援事業所のサポート

相談支援事業所

移行先決定後・移行後のサービス等調整

地域生活支援拠点等

移行に向けた体験利用、地域生活支援(緊急時対応等)

検討会設置の趣旨

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成30年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和4年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に23歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成24年の児童福祉法改正で、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が18歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和6年3月31日に当該特例は終了となった。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

検討会の構成

- 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- ワーキンググループは、福祉型WG・医療型WGとし、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。

主な検討事項

- 利用児童の状態像を踏まえ、障害児入所施設での暮らしについてどのような生活を目指すのか。
- 利用児童の状態像に応じた施設類型の在り方について整理する。
- 障害児入所施設を利用する児童の家族への支援についてどのように考えるか。
- 障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について整理する。
- 障害児入所施設と社会的養護施策との役割についてどのように考えるか。
- その他

検討スケジュール

令和7年
5月 本検討会
・ 主な検討事項(案)について
・ 今後の検討の進め方について(案)
・ 福祉型・医療型ワーキンググループの設置(案)について
・ ヒアリングの実施(案)について
・ 調査票(案)について

5月～6月
・ ヒアリングの実施

7月～9月
・ 福祉型・医療型ワーキング

10月
・ 本検討会 中間報告

11月
・ 福祉型・医療型ワーキング

令和8年
1月～3月 検討会において報告書素案・報告書とりまとめ

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会について

本検討会構成員名簿

構成員名		所 属 等
1	相澤 仁	大分大学社会福祉健康科学部特任教授 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 特任教授
2	安部井 聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会 会長
3	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
4	石澤 柊	社会福祉法人麦の子会
5	市川 進治	日本肢体不自由児療護施設協議会 事務局長
6	市川 宏伸	一般社団法人日本自閉症協会 会長
7	岩田 高明	京都府健康福祉部障害者支援課 課長
8	片岡 俊二	全国盲ろう難聴児施設協議会 副会長
9	金兼 千春	独立行政法人国立病院機構重症心身障害協議会 会長
10	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会 会長
11	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
12	児玉 和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 会長
13	佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
14	田窪 和美	東京都北児童相談所 所長
15	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
16	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
17	花房 昌美	大阪精神医療センター 児童思春期診療部 主任部長
18	山縣 文治	大阪総合保育大学 特任教授
19	米山 明	全国療育相談センター 顧問

福祉型ワーキング 構成員名簿

構成員名		所 属 等
1	相澤 仁	大分大学社会福祉健康科学部特任教授 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 特任教授
2	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
3	市川 進治	日本肢体不自由児療護施設協議会 事務局長
4	市川 宏伸	一般社団法人日本自閉症協会 会長
5	片岡 俊二	全国盲ろう難聴児施設協議会 副会長
6	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会 会長
7	佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
8	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
9	山縣 文治	大阪総合保育大学 特任教授

医療型ワーキング 構成員名簿

構成員名		所 属 等
1	安部井 聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会 会長
2	岩田 高明	京都府健康福祉部障害者支援課 課長
3	金兼 千春	国立病院機構国立重症心身障害福祉協議会 会長
4	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
5	児玉 和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 会長
6	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
7	花房 昌美	大阪精神医療センター 児童思春期診療部 主任部長
8	米山 明	全国療育相談センター 顧問

支援の質の向上

ガイドラインの改定等

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮

障害児通所支援に関するこれまでの主な経過

平成27年度

○ 放課後等デイサービスガイドライン策定

平成29年度

○ 児童発達支援ガイドライン策定

平成30年度

○ 居宅訪問型児童発達支援の創設

令和3年度

障害児通所支援の在り方に関する検討会(厚生労働省)

「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書～すべての子どもの豊かな未来を目指して～」(令和3年10月)

社会保障審議会障害者部会(厚生労働省)「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」(令和3年12月)

令和4年度

○ 児童福祉法改正(令和4年6月成立) ※令和6年4月1日施行

・ 児童発達支援センターの役割・機能強化、放課後等デイサービスの対象児童の見直し 等

障害児通所支援に関する検討会(厚生労働省)

「障害児通所支援に関する検討会報告書～すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて～」(令和5年3月)

令和5年度

○ こども家庭庁創設

・ こども基本法の施行、障害児支援が厚生労働省より移管、こども家庭審議会障害児支援部会を設置 等

こども大綱

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン

こどもの居場所づくりに関する指針

の策定(令和5年12月閣議決定)

令和6年度

○ 障害福祉サービス等報酬改定

・ 児童発達支援センターの一元化、総合的な支援の推進 等

改訂

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

新規

保育所等訪問支援ガイドライン

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

児童発達支援の内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援	②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援	③移行支援 こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援	④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援
---	--	--	---

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| ○ 生きる力の育成とこどもの育ちの充実 | ○ こどもと地域のつながりの実現 |
| ○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 | ○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進 |

放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスの内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を 4つの基本活動を組み合わせて 提供する。		②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援		③移行支援 こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援		④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援	
日常生活の充実と自立支援のための活動		多様な遊びや体験活動					
地域交流の活動		こどもが主体的に参画できる活動					

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し**(5領域の視点を踏まえたアセスメント)**、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し**(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)**、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実
- 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定
- 保育所等における全てのこどもの育ちの保障

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談や訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を**訪問**し、こどもの様子を丁寧に**観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた関わり方の伝達など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの**特性を踏まえた関わり方や環境の調整**などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、**家族への報告**を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる**地域の様々な関係者や関係機関と連携**して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援 こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、 訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応 や 日常生活動作の支援 を行うこと	②訪問先施設の職員に対する支援 訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、 こどもの発達段階や特性の理解を促す とともに、 こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設的环境等について助言 を行うこと	③家族支援 家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、 訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方 などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること
--	---	---

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用することもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価及び訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

目 的

障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多いことから、これまでの取組や令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容を踏まえ、障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を作成。

障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取り組みについて

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、以下の支援の提供が求められている。

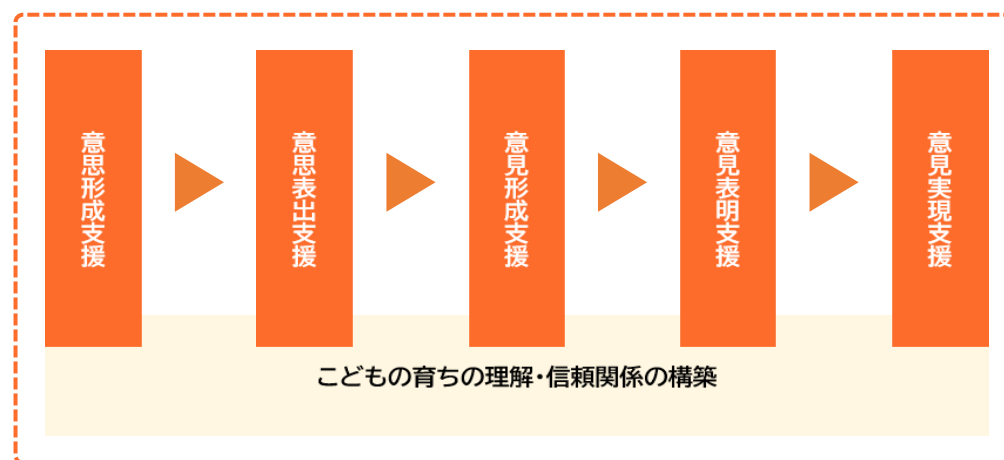
- ・ こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をすること
- ・ 個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くこと

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取り組みの進め方

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」―「意思形成支援」―「意思表出支援」―「意見形成支援」―「意見表明支援」―「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、個別にコミュニケーションをとっていくことが想定される。

これらの「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。



障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方

■ こどもの育ちについての理解

乳幼児期における大人とこどもの安定した愛着関係を構築し、こどもの自己主張を促すために、こどもの思いや要求を受け止め、こどもの状態や経緯を捉えてこどもの気持ちに寄り添い、共感し、また時には励ますなど、受容的・応答的に関わる。年齢や発達段階に応じて、こどもが自ら判断し行動することを保障することも重要である。

■ 信頼関係の構築 ～傾聴を土台としたこどもとの関係構築～

職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、こどもが安心できる人間関係を形成するように努める必要がある。こどもとの信頼関係を構築していくに当たっては、まずは何よりも「傾聴」することが重要である。

■ 意思形成支援 ～豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供～

こどもが多くを経験をすることで将来の選択肢を広げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備する。こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出していくことが支援者の役割となる点に留意し、こどもが選ぶ機会に参画できるよう働きかけていく。

■ 意思表出支援 ～小さなサインへの気づきと意思を表出しやすい場づくり～

形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫した支援を行う。支援者が、こどもが日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取ることが重要である。

■ 意見形成支援 ～気持ちをまとめる手助け～

こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるように支援する。こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする。

■ 意見表明支援 ～気持ちの言語化の支援や代弁～

「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援する。こどもの求めに応じて、その内容をこどもに確認した上で、その意見を代弁することも必要である。

■ 意見実現支援 ～意見の実現と尊重～

自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、こどもは「意見を表明してよかった」「また表明してみたい」という気持ちを育んでいく。こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努める。

事業所・施設の施設運営における留意点

- 職員がこどもの権利擁護の意義や重要性、意思形成等の支援を行う目的や支援により実現される成果等を理解し、基本的な意識を向上させる。
- こどもの権利擁護を実現するには一定の知識・技術等の向上が必要であることから、研修や事例検討を積み重ね、支援力を向上させる。
- こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であること等について、可能な限り分かりやすく説明を行う。
- こどもの権利擁護に関する支援の記録を作成・保存し、本人の意向を推測する際の根拠として活用する。
- 研修等の機会や（自立支援）協議会を活用して、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して権利擁護に関する取組を進める。

事業所・施設の施設運営におけるこどもの権利擁護に関する意識や支援の質の向上に向けて

- こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会の設置等の仕組みを構築する。
- こども自身の意見を取り入れていく観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、こどもを参画させ、一緒に検討する。
- 信頼関係構築の観点から、生活単位・活動単位の小規模化を図り、こどもと（特定の）職員が継続的に安定した関係性を構築できる環境を整える。

障害児支援における人材育成

障害児支援における人材育成に関する検討会について

〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

障害児支援における人材育成に関する検討会 構成員名簿

	構成員名	所 属 等
	東 秀憲	社会福祉法人麦の子会
◎座長	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	稲田 尚子	大正大学臨床心理学部臨床心理学科 准教授
	内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	小野田 由夏	東京都手をつなぐ親の会・教育部会
	上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会長
	光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	蔦森 武夫	仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター 所長
	中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会長
	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会 政策委員
	松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	宮下 聡	佐賀県健康福祉部療育支援センター 所長
	吉田 展章	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 事務局長
	吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授
○ 座長代理	米山 明	全国療育相談センター センター長

本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く
- 支援者自身の成長やキャリア形成
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、こどもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくり
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台につながる

障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢」を整理。整理に当たっては、こども・若者、子育て当事者の意見を反映。

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「こども施策の基本理念」及び「障害児支援の基本理念」を中心に据えた研修体系を構築。
- 支援者における重要な共通要素として、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーで整理。
- それぞれの求められる役割等を踏まえ、3階層による段階的な研修体系を構築。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要②～

研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心的かつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

本検討会におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間の存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要③～

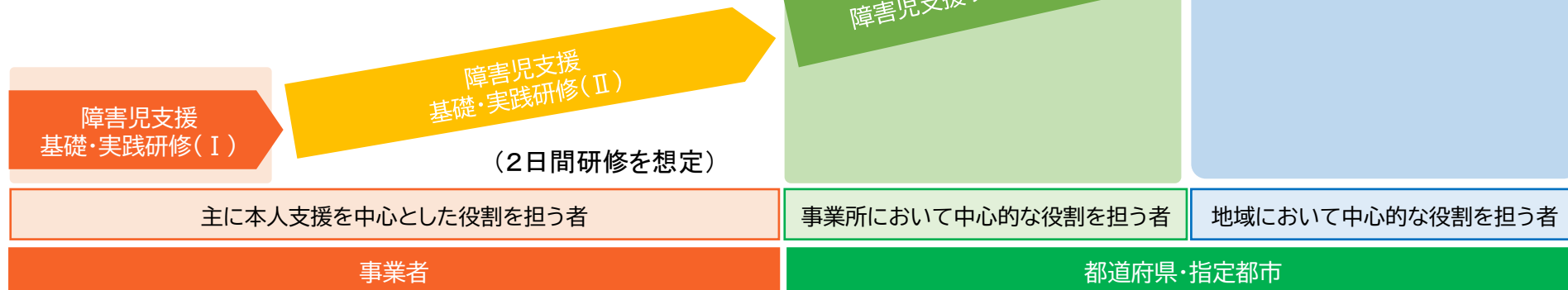
研修体系の全体像

受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(Ⅰ)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし	
実施時間 (目安)	約7時間程度	約22時間程度	約37～43時間程度	約32～40時間程度
	7科目	22科目	19科目＋演習2日間×2	12科目＋演習2日間×2
※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合				
※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合				
それぞれの役割等に応じた任意受講				

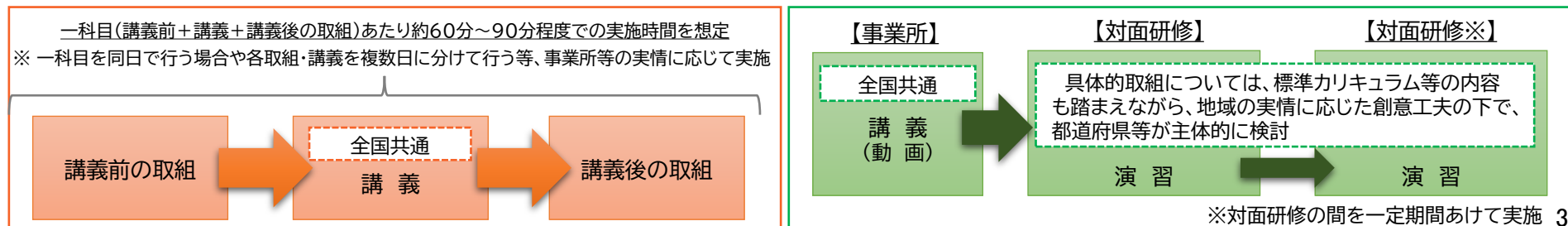
それぞれの役割等に応じた任意受講

研修の階層

職種や実務経験問わず全ての支援者が受講



実施イメージ



障害特性に応じた支援体制の構築

発達障害児
医療的ケア児

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 近年、こどもの発達の特性についての社会的認知の広がりにより、幼少期の間に発達支援につながるようになってきた一方、こどもの発達の特性への対応を専門とする医師不足等が一因となり、発達障害の診断等を行う医療機関の初診までに数カ月かかるといった状況が生まれ、スムーズに支援につながらないという実態がある。そこで、地域の保健、子育て、教育、福祉等と医療機関との連携体制を構築し、こどもの発達相談と家族支援の機能を強化することにより、こどもや家族の支援ニーズに適切な時期に対応できる体制整備を促進する。

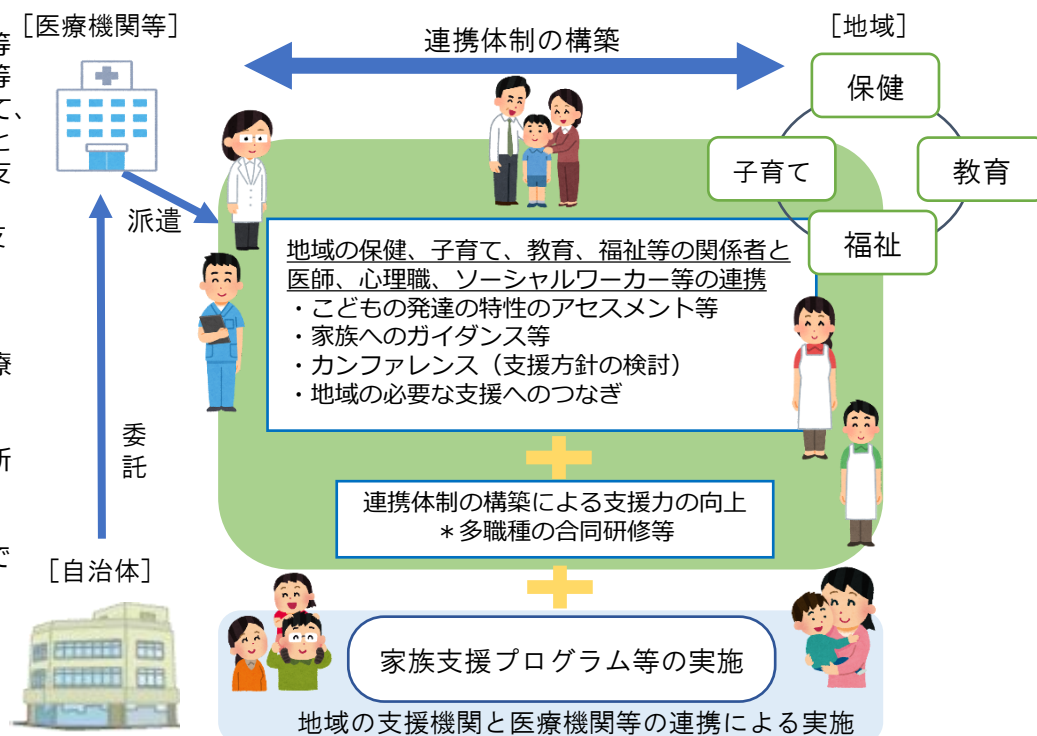
事業の概要

- 発達に特性のあるこどもと家族に対し、地域の保健、子育て、教育、福祉等の関係者と、こどもの発達特性への対応の専門性を有し、地域の社会資源等を把握している医療機関の医師、心理職、ソーシャルワーカー等が連携して、こどもと家族が相談しやすい場所において、こどもの発達相談を実施するとともに、アセスメントやカンファレンス等を行い、必要な発達支援や家族支援につなぐ等の取組を行う。

また、多職種によるカンファレンス・研修等を通じて、地域の関係者の支援力の向上や関係機関が連携した家族支援プログラム等を実施する。

【医師、心理職、ソーシャルワーカー等の役割】

- こどもの発達の特性のアセスメントや家族へのガイダンス等を実施し、医療機関受診の必要性やその時期について見立てを行う。
- こどもと家族への日常的な支援に携わる担当保健師、保育士等と障害児通所事業所の関係者とのカンファレンスの実施を通して、こどもの発達特性の見立てを共通認識することにより、市区町村の社会資源に応じて、どこで、どのような支援を行うのかを共有し、日々の支援力の向上（多角的な視点での見立てや支援）を図る。
- 家族へのこどもの発達特性の理解や子育て支援が必要な場合は、市区町村もしくは圏域単位で家族支援プログラム等を実施する。



実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所政令市

【負担割合】国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

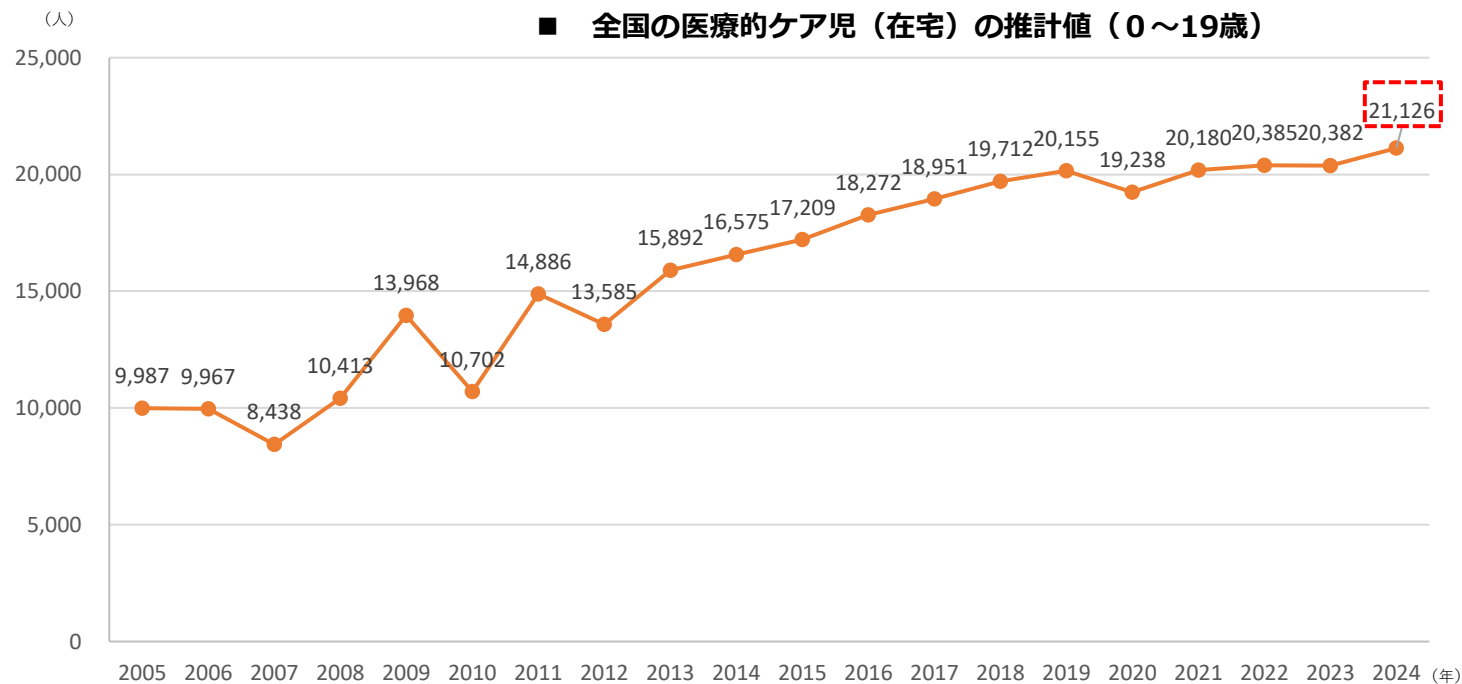
【補助基準額】 1 都道府県当たり	8,500千円
1 指定都市当たり	7,700千円
1 中核市・特別区又は保健所政令市当たり	4,500千円

医療的ケア児について

○医療的ケア児とは、新生児集中治療室（NICU：Neonatal Intensive Care Unit）等を退院した後も、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア※が日常的に必要な児童のこと。

○全国の医療的ケア児（在宅）は、約2万人を超えている〈推計〉。

※「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。



その他の医療行為とは、
気管切開の管理、
鼻咽喉頭エアウェイの管理、
ネブライザーの管理、
酸素療法、経管栄養、
中心静脈カテーテルの管理、
皮下注射、血糖測定、
継続的な透析、導尿等

出典：厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」
及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成



医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月18日公布・同年9月18日施行）

第二条 この法律において「医療的ケア」とは、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。

2 この法律において「医療的ケア児」とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（18歳未満の者及び18歳以上の者であって高等学校等（学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。）に在籍するものをいう。）をいう。

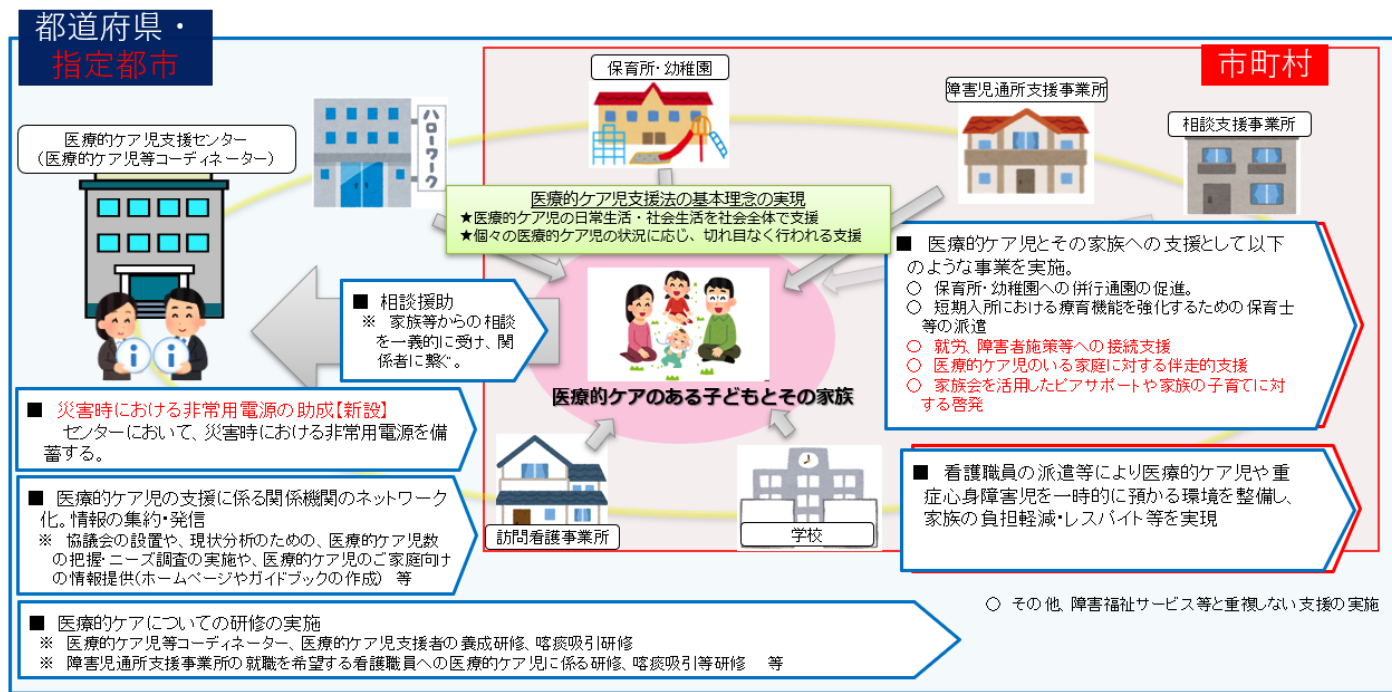
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

- 医療的ケア児や重症心身障害児の地域における受入れが促進されるよう、地方自治体の体制の整備を行い、医療的ケア児等（※）の地域生活支援の向上を図る。 ※18歳を超え、適切な障害福祉サービス等の支援に繋がるまでの間は本事業の対象とする。

事業の概要

- 「医療的ケア児支援センター」に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助や、専門性の高い相談支援を行えるよう関係機関等をネットワーク化して相互の連携の促進、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信を行うとともに、医療的ケア児の支援者への研修や医療的ケア児とその家族の日の居場所作りや活動の支援、医療的ケア児を一時的に預かる環境整備等を総合的に実施する（センターを置かない場合も各種事業の実施は可能）。



実施主体等

【実施主体】 都道府県・市町村 ※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県、**指定都市**のみ

【負担割合】 国 1/2、都道府県 1/2 又は市町村 1/2

【補助基準額】

- 医療的ケア児等コーディネーターを配置する場合 8,625千円（2人目以降 5,044千円）
- 医療的ケア児等コーディネーターを配置しない場合 5,141千円
- 一時預かり 1人当たり**780千円【拡充】** ・環境整備 1自治体当たり 500千円
- 非常用電源助成【新規】 都道府県の医療的ケア児支援センター 1箇所当たり 3,000千円（医ケア児400人につき、3,000千円を加算）

実施目的

家族の負担軽減・レスパイトや就労を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）を一時的に預かる環境を整備する。

実施方法・実施例等

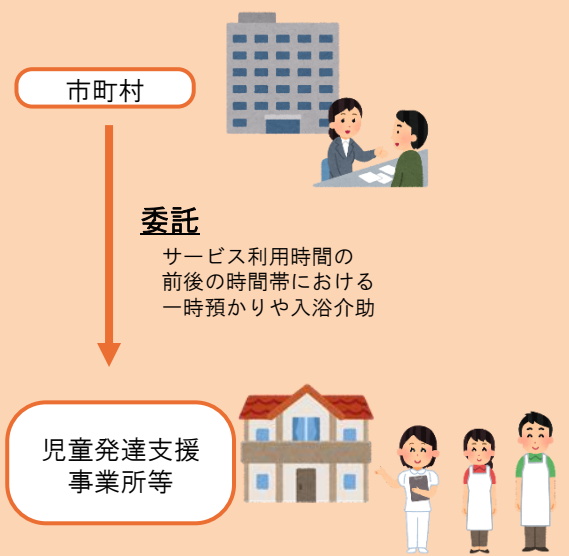
【一時預かり】

医療的ケア児等を受け入れるための体制を整備している事業所等への委託や、訪問看護事業所又は医療機関等への委託により、看護職員等を派遣するなどして、医療的ケア児等を一時的に預かり、医療的ケアや入浴介助、見守り等を行う。

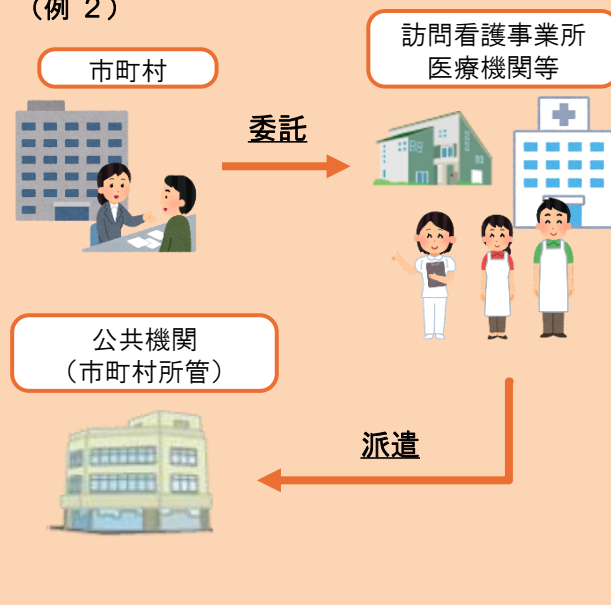
【環境整備】

一時預かりの実施にあたり、実施場所において、必要な備品・設備（段差解消スロープ、座位保持装置、点滴用スタンド等）が無いために医療的ケア児等の受入れが行えない場合に、必要な備品の購入等にかかる費用を助成する。

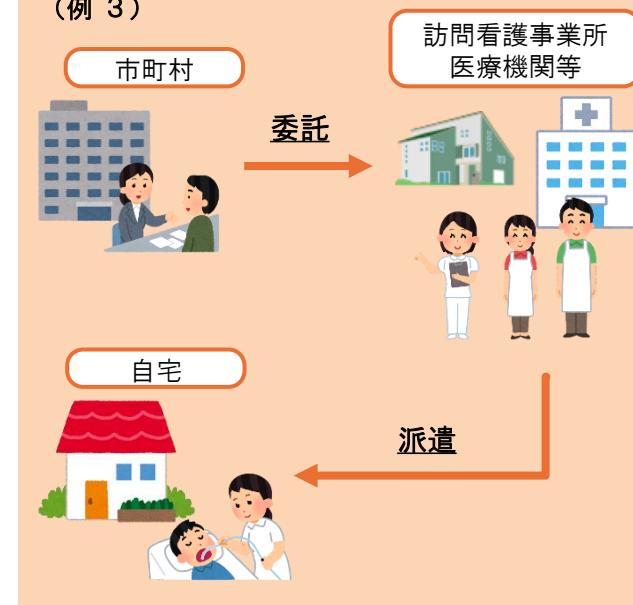
（例 1）



（例 2）



（例 3）



医療的ケア児の支援体制は・・・

○児童発達支援（主として重症心身障害児を受け入れる事業所）

平成30年4月 380事業所 → 令和5年4月 693事業所

○放課後等デイサービス（同）

平成30年4月 563事業所 → 令和5年4月 1222事業所

○保育所での医療的ケア児の受入れ

平成30年度 388施設 444人 → 令和4年度 792施設 982人

○学校において医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員の数

平成30年度 2881人 → 令和5年度 5237人

○地域の医療的ケア児等支援コーディネーターの配置

平成30年度 306市町村 562人 → 令和4年度 908市町村 2684人

○医療的ケア児等支援センター 令和6年2月、47都道府県で設置！！

医療的ケア児支援法の施行（R3.9）から3年・・・

医療的ケア児等支援法の 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

これからの障害児支援について

障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべてのこどもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む
(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)

